

公益財団法人全日本柔道連盟 知的障がい者柔道に関する指針

目的：

公益財団法人全日本柔道連盟教育普及・MIND委員会知的障がい者柔道振興部会は、全日本柔道連盟の「男女を問わず、子どもからお年寄り、さまざまな障がいがある方であっても柔道に親しめる“柔道 for All”」という理念のもと、知的障がいがある方々にも開かれた柔道界を目指し設立された。

この理念を実現するため、競技者を守りその成長を支援することにより、知的障がい者柔道への一層の理解、普及発展を意図し、さらには知的障がい者の社会参加を促進しその生活環境を豊かにすることを目的として活動を行っていくこととし、この目的を「知的障がい者柔道 競技者規程第1条」に明記した。

普及事業：

国内外に「知的障がいがある人であっても柔道ができる」という正しい認識を発信していく。また、知的障がい者柔道への理解を深めていくための広報、普及活動を行い、知的障がい者柔道の社会的認知度や価値を高めていく。事業計画にそって、練習会等を地方でも実施し、選手間の交流を促進すると共に、指導者に対して指導法や知的障がい者柔道試合審判特別規程について共有していく。

強化事業：

知的障がい者柔道における強化事業については、主に国際知的障がい者スポーツ連盟（VIRTUS）主催世界選手権大会への派遣や強化合宿が対象となる。ただし、強化合宿の参加対象については、強化指定選手だけでなく、知的障がい者柔道振興部会が参加を認めた選手は参加することが出来ることとする。

なお、強化指定選手の選考については、強化指定選手選考規程に沿って選出する。

国際大会派遣事業：

知的障がい者柔道における国際大会派遣については、大会成績のみならず派遣による異文化交流等も主な派遣目的の一つとする。そのため、派遣する大会の目的により、派遣する選手を選考することとする。

VIRTUS 主催世界選手権大会については、強化指定選手の中から選考を行うが、交流を目的としたオープン大会等は、強化指定選手に限定することなく、開催される大会目的に合致した選手を選考することとする。

安全対策：

知的障がい者柔道を普及していくうえで、「安全」は最優先されるべきである。

そのため、知的障がい者が柔道を安全に行えるよう知的障がい者柔道試合審判特別規程を制定し、その内容を広く普及していくと共に、研究会等を開催し指導法に関する意見交換や情報共有を行っていく。

附則

1. 2021年11月19日 制定

以上